

長岡市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者がエコトピア寿の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市エコトピア寿設置条例（平成13年長岡市条例第12号）第15条第2項の規定により告示します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

午前10時から午前8時まで、ただし、長岡市と指定管理者との協議により必要と認めたときは、これを変更することができることとします。

2 休館日

休館日は、次に掲げるとおりとします。ただし、長岡市と指定管理者との協議により必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができることとします。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月31日から翌年の1月2日まで

3 開館時間及び休館日を定める期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで